

シルバー通信

おきのしま

第19号

— 令和4年10月発行 —
 隠岐の島町シルバー人材センター
 〒685-0027 隠岐の島町原田 396 番地
 TEL(08512)3-1533 FAX(08512)2-4517
<https://www.oki-fukushi.net/oki-sjc/>

今年度上半期の活動状況（4月～9月）をお知らせします

就業形態	請負	派遣
登録会員数	59名（男30名・女29名）	32名（男8名・女24名）
活動延人数	202名	510名
活動件数	72件（除草22件・墓39件・剪定3件 ・屋内清掃7件・その他1件）	25件

お知り合いをご紹介ください！

隠岐の島町シルバー人材センターは、今年度中に会員70名という目標を掲げ、取り組んでいます。

実際に入会されている会員さんからの勧誘は、入会後の就業イメージが掴みやすく、入会することに対する安心感にもつながります。皆様のお知り合いの方に、「シルバーってどんなところなの？」「空いた時間に少しだけ働いてみたい！」という方がいらっしゃいませんか？ 皆様のご紹介をお待ちしています。



受注対象の拡大について（店舗、事業所等）

除草・剪定作業の受注可能な範囲に店舗・事業所等の敷地を追加しました。現在お受けできるお仕事、お仕事内容別の料金は以下のとおりです。

見積基準額（税込）	仕事内容	可能な範囲等
1人/1時間あたり	● 除草/剪定作業	・個人宅（居住地）の敷地内 ・営業している店舗、事業所等の敷地内 ←New
	● 墓掃除	・お墓とその周辺
	● 家事サービス（掃除・洗濯）	・個人宅（居住地）内
	● 屋外作業（溝掃除など）	・個人宅（居住地）の敷地内
	● 屋内清掃	・個人宅（居住地）内
1時間あたり	● 産前産後のお手伝い	・妊娠中または産後6ヶ月以内
1枚あたり	● 代筆/宛名書き	硬筆・筆ペン 60円
		毛筆 100円

※燃料を要する機材を使用する場合は「機材損料(燃料代含む)」として1,000円/1機を加算します。

※2人以上で運搬・移動が必要な作業を含む場合、500円/時間を加算します。

※「産前産後のお手伝い」は生活保護世帯又は町民税非課税世帯は無料です。

※「代筆/宛名書き」は特殊な筆耕(賞状、ペナント等)の場合、50円/1枚を加算します。

シルバー人材センター Q&A よくある質問にお答えします

Q. 何歳から入会できますか？年齢の上限はありますか？

A. 当年度 60 歳を迎えられる方から入会できます。年齢の上限はありません。

Q. 講習を受けないと会員になれませんか？

A. 60 歳以上の健康で働く意欲のある方なら会員になれます。

Q. 健康な方とは、どういう人ですか？

A. 仕事を行うのに支障がない状態の方です。

Q. 会員にならないと仕事はできませんか？

A. 会員登録が必要です。シルバー人材センターは登録制により運営されています。

Q. 会員になれば、定期的に仕事はありますか？

A. 定期的な就業は保証できません。仕事の依頼がない期間（時季等）もあります。

Q. 配分金とは何ですか？

A. 仕事に対する報酬のことを「配分金」といいます。配分金は、シルバー人材センターから支払います。

Q. 配分金を得ても年金は受け取れますか？

A. 受け取れます。ただし、配分金は雑所得となるため、確定申告が必要になる場合があります。

Q. 仕事を依頼したらすぐに対応してもらえますか？

A. 受付から、作業まで最低でも 1 週間程度かかります。天候や時季により、さらに時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

Q. 島外在住ですが、仕事を依頼できますか？

A. 墓掃除はお受けしています。

Q. どのような仕事を依頼できますか？

A. 庭木の剪定や草刈り、草取り、屋内掃除・模様替え・衣替え、その他に代筆/宛名書き等を行っています。詳しくは、「隠岐の島町シルバー人材センター」のホームページをご覧ください。

⇒<https://www.oki-fukushi.net/oki-sjc/receive.html>

Q. 空き家の仕事を依頼できますか？

A. 空き家は対象外です。

Q. 畑仕事（草刈りや荒おこし、収穫等）は依頼できますか？

A. 農作業は対象外です。

Q. 店舗や事業所等の仕事は依頼できますか？

A. 庭木の剪定や草刈り、草取りについては対応可能です。但し空き店舗等は対象外です。又、繁忙期には、個人からの依頼を優先して行います。

Q. 利用料金の支払いは、いつしますか？

A. 請求書が届きますので、指定金融機関へお支払い願います。現金でのお支払いも可能です。

Q. 利用料金の内訳はどうなっていますか？

A. 会員への配分金、材料費、事務費等（10%）です。

Q. ゴミ捨てはできますか？

A. 「貨物自動車運送事業法」により、対象外になっています。

Q. 仕事中は、立ち会いが必要ですか？

A. 原則、立ち会いをお願いしています。終日立ち会いが難しい場合は、活動開始時と終了時にお願います。墓掃除は立ち会い不要です。